



超音波計測システム	1台につき1時間	740円
-----------	----------	------

別表第1の7の表万能試験機の項の次に次のように加える。

インストロン型試験機	1台につき1時間	1,770円
------------	----------	--------

別表第2の1の表中「18,760円」を「20,050円」に、「27,440円」を「28,600円」に、「9,270円」を「14,070円」に、「20,180円」を「22,370円」に、「有機材料、工業薬品その他」を「工業材料、工業薬品その他」に改める。

別表第2の2の表中

「引張り 曲げ圧 縮試験	インストロン型試験機による もの	1 試 料	1,880円
	プラスチック強度試験機による もの		3,010円

を

「引張り 曲げ圧 縮試験	インストロン型試験機による もの	1 試料	1,880円
	プラスチック強度試験機による もの		3,010円
	大型構造物試験機によるもの		2,440円

に、

「振 動 試 験	油圧試験機によるもの	1 時 間	6,120円 〔 1時間を超える場合 にあつては、1時間ご とに2,040円を加算し た額 〕
	動電形試験機によるもの		3,690円 〔 1時間を超える場合 にあつては、1時間ご とに1,930円を加算し た額 〕

を

「振動試験」	動電形試験機によるもの	1 時間	3,690円
			〔 1 時間を超える場合〕 にあつては、1 時間ご とに 1,930円を加算し た額

に、

「繰返し強度試験」	2,770円
-----------	--------

を

「繰返し強度試験」	大型構造物試験機によるもの	4,050円
	その他の試験機によるもの	2,770円

に改める。

別表第2の6の表中「1,230円」を「2,970円」に、「140円」を「160円」に改める。

別表第2の8の表中「吸水、比重試験」を「吸水、比重、重量試験」に改め、同表吸音性能評価試験の項の次に次のように加える。

試験状態遠隔測定	1 時間	2,050円
		〔 1 時間を超える場合〕 にあつては、1 時間ご とに30円を加算した額

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

富山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を次のように改め、公布する。

令和4年3月28日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

### 富山県教育委員会規則第1号

富山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、富山県立高等学校及び富山県立特別支援学校（以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者、地域住民等（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに幼児、児童及び生徒の健全育成に取り組むという目的を達成するため、協議会の設置が適当と認める学校に協議会を設置する。

2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、当該協議会を設置しようとする学校の校長の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、協議会を設置するときは、その旨を当該協議会を設置する学校（以下「設置学校」という。）に通知するものとする。

(組織)

**第3条** 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 教育委員会は、委員を任命しようとするときは、設置学校の校長が推薦した者のうちから行うものとする。

(任期等)

**第4条** 委員の任期は、任命の日から当該任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議は、会長が設置学校の校長と協議の上招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に関して議決権を有しない。

5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

**第7条** 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開するものとする。

(1) 職員の採用その他の任用に関する事項を議事とする場合

(2) 前号に掲げるもののほか、協議会が会議を公開すべきでないとする場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(基本的な方針に定める事項)

**第8条** 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 設置学校の教育目標及び教育方針並びに教育計画に関する事項
- (2) 設置学校の校長が、当該設置学校の所在する地域の住民、当該設置学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者その他の関係者に対して、当該設置学校の運営に関する必要な協力を求める事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が設置学校の運営に関して必要と認める事項

(設置学校の運営に関する事項についての意見)

**第9条** 協議会は、法第47条の5第6項の規定により意見を述べようとするときは、当該意見を記載した書面を提出するものとする。

- 2 協議会は、教育委員会に対して前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、設置学校の校長の意見を聴いた上で、当該設置学校の校長を経由して行うものとする。

(設置学校の職員の採用その他の任用に関する事項)

**第10条** 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 設置学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項（特定の個人に係るものを除く。）
- (2) 設置学校の校長が意見を求める事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が意見を求める事項

- 2 前条の規定は、法第47条の5第7項の規定により意見を述べようとする場合について準用する。

(守秘義務)

**第11条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解任)

**第12条** 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 辞任を申し出たとき。
- (2) 職務の遂行に支障があると認められるとき。

- (3) 職務を怠ったとき。
- (4) 委員たるにふさわしくない非行があったと認められるとき。
- (5) 前条前段の規定に違反したと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 設置学校の校長は、当該設置学校に係る協議会の委員について前項各号（第1号を除く。）のいずれかに該当すると思料するときは、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定により委員を解任する場合には、当該委員に対してその理由を示さなければならない。

（学校運営に関する評価及び情報提供）

**第13条** 協議会は、毎年度1回以上、設置学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者等に対し、設置学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

（指導及び助言）

**第14条** 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び設置学校の校長は、当該設置学校の協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供に努めるものとする。

（適正な運営の確保に必要な措置に係る通知）

**第15条** 教育委員会は、法第47条の5第9項の規定により協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じようとするときは、あらかじめ、理由を付してその旨を書面により当該設置学校に通知しなければならない。

（細則）

**第16条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、富山県教育委員会教育長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（教・県立学校課）

~~~~~  
告 示  
~~~~~

## 富山県告示第125号

車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条第1項の規定による通行方法の公示について

車両制限令（昭和36年政令第265号。以下「政令」という。）第3条第1項第3号の規定により通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、政令第10条第1項の規定により当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和4年3月28日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 政令第3条第1項第3号の規定により指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道 472号	射水市上野 553番から 射水市青井谷75番まで
県道 富山立山公園線	富山市天正寺1067番から 富山市町村二丁目2番まで
県道 富山立山公園線	富山市町村二丁目2番から 富山市藤木2138番まで
県道 富山立山公園線	富山市藤木2138番から 中新川郡立山町利田 684番2まで
県道 富山立山公園線	中新川郡立山町利田 370番2から 中新川郡立山町二ツ塚 170番4まで
県道 富山環状線	富山市荒川五丁目2番から 富山市天正寺1067番まで

## 2 指定する期日

令和4年4月1日

## 3 政令第10条第1項の規定により定める車両の通行方法



## (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

## (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

## (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

**富山県告示第126号**

車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定について

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和4年3月28日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道 415号	高岡市太田字岩崎55番から 高岡市伏木国分二丁目27番1まで
県道 富山立山魚津線	中新川郡立山町辻94番地先から 中新川郡立山町54番3まで

県道 富山高岡線	富山市西二俣 683番から 富山市西二俣 409番まで
県道 富山庄川線	富山市婦中町安田84番 1 から 富山市婦中町安田 291番 1 まで
県道 富山大沢野線	富山市五本榎 5 番 2 から 富山市飯野28番 1 まで
県道 富山笹津線	富山市萩原 445番から 富山市萩原65番 4 まで
県道 片口牧野線	射水市奈呉の江55番から 射水市奈呉の江56番 1 まで

## 2 指定する期日

令和4年4月1日

**富山県告示第127号**

車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定について

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定を次のとおり解除する。

令和4年3月28日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 指定を解除する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道 472号	射水市上野 553番から 射水市青井谷75番まで
一般国道 472号	射水市青井谷75番から 射水市青井谷字干田1686番 2 まで

## 2 指定を解除する期日

令和4年4月1日

**富山県告示第128号**

## 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和4年3月28日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 公の施設の名称  
富山県こどもみらい館
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人富山県民福祉公園  
射水市黒河字高山4474番6
- 3 指定の期間  
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

**富山県告示第129号**

## 新規土地改良事業施行の認可について

射水平野土地改良区から申請のあった西高木2期地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、令和4年2月25日認可した。

令和4年3月28日

富山県知事 新 田 八 朗

**富山県告示第130号**

## 新規土地改良事業施行の認可について

射水平野土地改良区から申請のあった川口宮袋地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法



定により、国土交通省富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（空中写真測量・数地図化・航空レーザ測量）

2 作業期間

令和3年7月10日から令和4年2月28日まで

3 作業地域

富山県富山市

### 公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和3年8月26日から令和4年3月3日まで

3 作業地域

富山県 富山市 本宮 地内他

### 富山県立中央病院の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県立中央病院の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和4年3月28日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 入札に付する事項

#### (1) 借入物品等の名称及び数量

超音波診断装置 7式

#### (2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

#### (3) 借入期間

令和4年9月1日から令和10年8月31日まで（72箇月）

#### (4) 借入場所

富山市西長江二丁目2番78号 富山県立中央病院

#### (5) 借入条件

入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査の結果、Aの等級に格付けされている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

### 3 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める書類を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵送（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加資格の確認は、応札仕様書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要

な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和4年4月21日（木）までに通知するものとする。この通知において、入札参加資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

#### 4 入札説明書

- (1) 入札説明書に定める書類の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院経営管理課用度係

電話 076-491-7114

- (2) 入札説明書の交付方法

令和4年3月28日（月）から同年4月6日（水）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までに、(1)の場所において希望者に無料で交付する。

なお、郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4版が入る返信用封筒（郵便番号、住所及び宛先を明記すること。）に140円分の郵便切手を添付して、(1)の機関に申し込むこと。

- (3) 入札説明書に定める書類の提出期限

令和4年4月11日（月）午後5時15分

#### 5 入札・開札の日時、場所等

- (1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年4月26日（火） 午後2時

イ 場所 〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院51会議室

- (2) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加確認結果通知書の写しを必ず持参すること。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封のうえ、郵便書留により、令和4年4月25日(月)午後5時15分までに4(1)の公告に関する事務を担当する室課に必着するよう行わなければならない。

## 6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けていない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の契約期間全体の総額のリース料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 開札は、原則として入札参加者又はその代理人全員の立会いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立会いできない者は、開札日の前日までに、契約担当者に届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者があるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。



- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。
- (5) 再度の入札をする場合において、郵便による入札を行った者で5(1)に記載する日時に入札の場所で開札の立会いをしていない者は、第2回目以降の入札には参加できないものとする。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Ultrasonic diagnostic equipment 7sets
- (2) Your specification sheet must be delivered not later than 5:15 p.m. on April 11, 2022
- (3) Contact point for notification:  
Address at which the necessary documents and information may be obtained:  
Property Administration Division, Toyama Prefectural Central Hospital 2-78  
Nishinagae 2-chome, Toyama-shi, Toyama Pref, 930-8550, Japan  
Telephone: 076-491-7114

